

令和7年7月9日
教育課程部会了承

各学校段階や各教科等の改訂の方向性を議論する 専門部会等の設置について

1. 「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方に
ついて（諮問）」を受けた教育課程企画特別部会における
基本的な方向性等に関する議論を踏まえ、各学校段階
又は各教科・科目等の改訂の方向性について専門的に検
討するためには、専門部会等を設置する必要がある。
2. その際、今後とりまとめられる教育課程企画特別部会
の論点整理の内容について各専門部会等と共有し、すみ
やかに専門的な検討を開始できるようにするため、論点
整理のとりまとめ前に、別紙のとおり、専門部会等の設
置を決定するものである。
3. なお、今後の教育課程企画特別部会における議論の状
況等により、別紙の検討体制に変更の必要が生じた場合
は、必要に応じた見直しを行う。

学習指導要領改訂に向けた検討体制

別紙

中央教育審議会教育課程部会

教育課程企画特別部会

総則・評価特別部会

義務教育検討チーム

高等学校検討チーム

幼児教育WG

国語WG

算数・数学WG

芸術WG

特別活動WG

不登校児童生徒に係る特別の教育課程WG

特別支援教育WG

外国語WG

理科WG

家庭WG

道徳WG

産業教育WG

社会・地理歴史・公民WG

体育・保健体育、健康、安全WG

生活、総合的な学習・探究の時間WG

情報・技術WG

特定分野に特異な才能のある児童生徒に係る特別の教育課程WG

※今後検討体制について変更の必要が生じた場合は、構成について見直しを行ふ。